

はじめに

学校教育法等の一部改正により、平成19年度から特別支援教育が本格的に実施・推進されています。平成20年、21年に改訂・告示された小中高等学校学習指導要領において、一般学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒についても、一人ひとりに応じた適切な指導と必要な支援を行うことが明確に示され、小学校においては平成23年度から、中学校においては平成24年度から、特別支援学校においては小中学校に準じて新学習指導要領が実施されてきています。

本市においては、平成21年度には「個別の教育支援計画・個別の指導計画 作成の手引き」を全校に配布しました。また、平成22年度には、横浜子ども学力向上プログラムの取組の一環として、配慮を要する子どもへの指導資料「スタディ&ソーシャルスキル集～一人ひとりを大事にする横浜の教育～」を作成・配布し、一人ひとりに応じた教育の推進を図ってきました。

また、平成23年1月には横浜市教育振興基本計画が策定され、重点施策5の重点取組として特別支援教育の推進が明記されています。その中では、「特別支援教室」の活用を含む効果的な学習支援の在り方について研究を進めることが示されています。

この学習支援研究・開発事業は、特別な支援が必要な児童生徒への適切な学習支援を研究することを目的とし取組んでまいりました。特別な支援が必要な児童生徒の中には、環境的な配慮があることで学習態勢が整ったり、ほんの少しの言葉がけや丁寧な説明等の支援があることで、学習の理解が進んだりする場合があります。そこで、学習面への支援を必要としている児童生徒へ、より適切な充実した支援が行えるように、本マニュアルを作成しました。

各学校において、本マニュアルで示した趣旨を理解し、教員以外の学習支援を担う人材との連携を図り、個別の指導計画の活用を通して、一人ひとりに応じた学習支援が進められることを願っております。

平成24年3月
横浜市教育委員会

学習支援研究・開発事業 委員長挨拶

横浜国立大学教育人間科学部 関戸 英紀

私どもの大学の学生が、アシスタントティーチャーとして市内の小中学校で実践的な経験を積ませていただいております。そのご縁で、平成22～23年度の「学習支援研究・開発事業」のお手伝いをさせていただきました。

この事業が立ち上げられた背景として、小中学校の一般学級に特別な教育的ニーズのある児童生徒が約6%在籍していること、また各校に設置されている「特別支援教室」が十分に活用されてこなかったことが考えられます。

今日、とりわけ学習上のニーズのある児童生徒に対する支援は喫緊の課題であり、学習が分からないという状態が日常化すると学習意欲や学力の低下ばかりでなく、自尊感情の低下にもつながる恐れがあります。また、学習の到達度と不適切な言動等の生起には相関関係があるといわれています。このような現状に対する支援方法の一つとして、学習支援員の配置と活用に期待が集まります。また、この学習支援員の配置と活用は、学習上のニーズのある児童生徒に対する「支援」という側面と同時に、学習上の困難や不適切な言動を示す児童生徒の出現を「予防」という側面ももっています。

米国においても、1990年代の半ば以降、児童生徒の学習上・行動上の課題に対して、個別支援を行う前に全校の児童生徒を支援していこうとする動きがみられるようになりました。ここにも学力の低下や行動上の課題の生起を予防しようというもくろみがあります。また、このような基盤があつてこそ、学力の向上が期待できると思われます。

すなわち、学習支援員の配置と活用は、現在の学習上の困難を示す児童生徒に対する支援であると同時に、将来の学習上の困難や行動上の課題を示す児童生徒の出現を予防し、さらには学力の向上に向けての布石であるともいえましよう。

学習支援研究・開発事業では、学習支援や横浜の取組に関する研修を受けた人を「学習支援員」として学校へ配置しました。それを踏まえ、本マニュアルで「学習支援員」と記している場合は、学習支援に関する研修を受けた人を示しています。

学習支援研究・開発事業 副委員長挨拶

国立特別支援教育総合研究所 廣瀬由美子

平成18年度の学校教育法等の改正に伴い、文部科学省は平成19年度から地方財政措置として「特別支援教育支援員」のための予算措置を行ってきました。また、同じく平成19年6月には、文部科学省において『「特別支援教育支援員」を活用するために』の冊子が作成され、特別支援教育支援員を日常生活の介助を主な活動とするものと、発達障害のある児童生徒への学習支援と、広い意味での概念整理も行いました。

それらを受け、各地で特別支援教育支援員（以下支援員）の配置を進めてきました。開始当初の19年度では、全国で約22,500人の活用でしたが、平成22年度では約34,100人と1万人以上の増加となっています。

このように支援員の活用が増加すればするほど、各自治体では、支援員の具体的な役割とそれに伴う課題、学級担任や特別支援教育コーディネーターとの連携に関する課題、適切な支援を行ってもらうための支援員への研修に関する課題は山積でした。その中でも、発達障害への学習支援については、例えば、学級担任が障害のある児童生徒への対応を支援員に一任してしまっている、任せられた支援員は、学級担任に相談する時間を持ってないことで対応に苦慮している、学級担任と支援員が異なった対応を行っているなど、対象の児童生徒が混乱をするといったマイナスな結果になるケースもありました。

本プロジェクト事業である「特別支援教育学習支援研究・開発事業」では、上記の課題を想定しつつ、①基本的な土台づくりとして学習支援システムをつくること ②学習支援員と学校が使えるプログラムをつくること の2点に力を注いできました。その具体的な方法として、研究協力校において実際の授業場面での学習支援員の役割を確認し、さらに、その役割の遂行のために学級担任が行った活動や、特別支援教育コーディネーターの調整等を整理し、それらを根拠としながら、「学習支援を行うためのマニュアル」として形を整えました。

本事業にかかわった一人として、今後は、このマニュアルを実際に使って頂き、各学校での加筆や修正を加えながら、〇〇校のオリジナルマニュアルとして移行していくことが望ましいと思っています。そして、特別支援教育コーディネーターと学級担任、そして学習支援員が手をつなぎ、児童生徒への適切な支援が行われることを期待しています。